

【出産したとき】

平成27年1月以降出産された見より 給付額の内訳が変更になります

給付額

産科医療補償制度の補償対象基準や掛金等について見直しが行われ、平成27年1月1日以降出産された見より出産費及び家族出産費の額が改定されました。

平成27年1月1日以降出産した場合

出産費 家族出産費	40.4万円+1.6万円（産科医療補償制度掛金）=42万円 <small>（産科医療補償制度に加入していない病院などで出産した場合は40.4万円となります）</small>
附加金	5万円

平成26年12月31日までに出産した場合

出産費 家族出産費	39万円+3万円（産科医療補償制度掛金）=42万円 <small>（産科医療補償制度に加入していない病院などで出産した場合は39万円となります）</small>
附加金	5万円

産科医療補償制度とは？

分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児に対する補償を行う制度です。

請求方法については、従来どおりです

出産費の給付については、次の3通りの方法のいずれかになります。

- (1) 組合員が出産費の請求を病院などに委任することにより、共済組合が出産費を支払機関を経由して病院などに支払う方法（直接支払制度利用）
なお、附加金は共済組合への申請により組合員本人へ別途支払われます。
- (2) 組合員が病院などを受取代理人とすることをあらかじめ共済組合へ申請することにより、共済組合が出産費及び附加金を病院などに支払う方法（受取代理制度）
- (3) 出産にかかった費用を組合員が全額病院などに支払い、後から共済組合に申請をして出産費及び附加金を受け取る方法（直接支払制度利用なし）

病院などによっては、「直接支払制度」や「受取代理制度」を行っていないことがあります。詳しくは出産で入院を予定している病院などにご確認ください。

「受取代理制度」は、比較的小規模な医療機関のうち、厚生労働省に届出を行った医療機関に限り利用できる制度です。

問合せ先

給付貸付課短期給付係

03-5320-6827